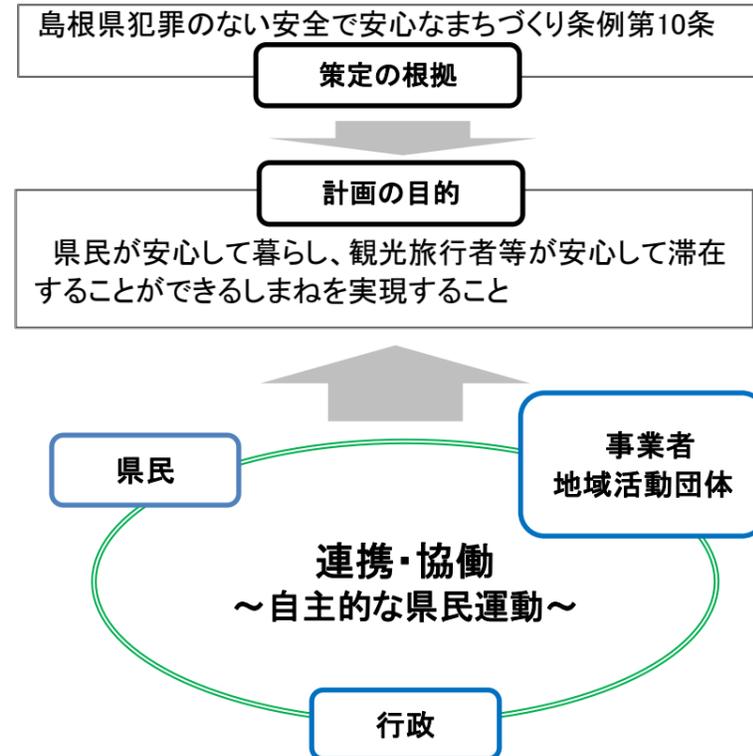


# 第4期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画の概要

## 島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画



## 島根県の犯罪情勢・防犯活動などの現状と課題

**◆県内の犯罪情勢**

○刑法犯認知件数 (H25) (H26) (H27) 4,379件 → 4,772件 → 3,242 ☆H15のピーク時9,217件から大幅減	○犯罪発生率(件/人口千人) (H25) (H26) (H27) 6.2 → 6.8 → 4.8 ☆H15のピーク時、12.2件
○子ども・女性への声かけ・つきまとい (H24) (H25) (H26) 171件 → 119件 → 150件 ☆H21～毎年100件以上発生→みまもり必要	○特殊詐欺被害 (H24) (H25) (H26) 43件:2.8億 → 32件:2.3億 → 59件:2.2億 ☆H27も2.9億円超の被害 ☆被害者の約80%が高齢者→みまもり必要
○自転車盗の認知件数(鍵かけの浸透) (H24) (H25) (H26) 835件 → 778件 → 723件 ☆鍵かけが徐々に浸透している	○万引き認知件数の推移(H18～H26) (H18) (H23) (H26) 1,019件 809件 1,234件 ☆H26は、総認知件数の約25% ☆犯罪発生率の上下に直結する → 自主防犯環境整備で万引き抑止

**◆県内の防犯活動の状況**

○子ども・女性みまもり運動実施事業所 (H24) (H25) (H26) 413 → 702 → 719 ☆建設事業者の加入で大幅に増加 ☆美容事業者の加入で更に増加見込み	○青色回転灯パトロール車 (H24) (H25) (H26) 2,410台 → 2,420台 → 2,460台 ☆全国有数でさらに増加傾向
--	--

**◆犯罪被害者等に対する支援の情勢**

○被害者サポートセンターの相談支援件数 (H24) (H25) (H26) 108件 → 159件 → 150件 ☆民間支援団体の必要性は高い ※ 数値は年度集計による	○支援体制の充実 ☆H26.3:島根被害者サポートセンター ～犯罪被害者等早期援助団体に指定 ☆H27.3:「たんぼぼ」の創設 性犯罪被害者ワンストップ支援センター創設
--	--

**課題**

- 特殊詐欺被害の防止
- 子ども・女性の安全確保
- 防犯カメラ・防犯灯など防犯環境の整備

**継続**

- ★全国でも有数の活発なボランティア活動の維持、発展
- ★被害者支援への県民理解増進のため取組みを継続

◎計画の期間:平成28年度から平成31年度までの4年間

◎数値目標:平成31年度までに犯罪発生率**3.9件以下/千人**

### 重点取組事項

★ 特殊詐欺被害の防止

★ 高齢者、子ども、女性みまもり活動の充実・拡充

★ 自主的な防犯環境整備の推進

### 4年間で取り組むべき施策の主な内容

<p><b>① 県民等による自主的な活動の推進</b></p> <p>(1) 県民等の防犯意識の高揚 ・自主的な防犯環境整備の推進 ・講演会、研修会等の開催 ・鍵かけ運動の広報、啓発etc.</p> <p>(2) 地域での自主的な活動、連帯意識向上の推進 ・防犯ボランティア団体への支援 ・事業者の自主的な活動の推進etc.</p> <p>(3) 特殊詐欺被害を発生させない気運の醸成 ・個別訪問等による被害防止広報・啓発の充実 ・各種媒体を活用した被害防止の広報・啓発の充実 ・出前講座、被害防止研修会等の開催 ・金融機関等と連携した水際阻止対策の強化etc.</p>	<p><b>② 子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保</b></p> <p>(1) 子どもの安全確保 ・子どもみまもり活動の拡充 ・学校等における子どもの安全確保etc.</p> <p>(2) 女性の安全確保 ・女性みまもり活動の拡充 ・住環境整備の推進 ・防犯教室、講習会等の開催etc.</p> <p>(3) 高齢者、障がい者等の安全確保 ・高齢者、障がい者に対する地域見守りネットワークづくり ・高齢者に対する講習会等の開催 ・障がい者に対する相談支援活動の推進 ・観光旅行者等に対する安全情報の提供</p>	<p><b>③ 道路、住宅等における防犯への配慮</b></p> <p>(1) 道路等における防犯への配慮 ・道路の歩車道分離、夜間照明確保等 ・後援の夜間照明、見通し確保等 ・駐車場、駐輪場の夜間照明、見通し確保等 ・防犯に関する指針の普及</p> <p>(2) 住宅における防犯への配慮 ・防犯推進住宅の普及 ・防犯に関する指針の普及等</p>	<p><b>④ 事業活動における防犯への配慮</b></p> <p>(1) 店舗等における防犯への配慮 ・防犯カメラの設置等、店舗の防犯環境整備の推進 ・金融機関の店舗の構造、設備、体制の整備 ・深夜営業店舗の構造、設備、体制の整備 ・大規模小売店舗の構造、設備、体制の整備 ・防犯に関する指針の普及等</p> <p>(2) 自動車等及び自動販売機における防犯への配慮 ・自動車等の犯罪防止装置、用具の普及、防犯登録の推進</p>	<p><b>⑤ 犯罪被害者等支援の推進</b></p> <p>(1) 犯罪被害者等に対する理解の増進 ・犯罪被害者週間における広報、啓発 ・講演会等の開催etc.</p> <p>(2) 犯罪被害者等に対する支援 ・経済的負担の軽減 ・精神的負担の軽減 ・支援情報の提供</p> <p>(3) 支援のための体制整備 ・民間団体に対する支援 ・関係機関、団体との連携推進 ・相談窓口の充実、周知</p>	<p><b>⑥ その他の安全安心まちづくりのための取組</b></p> <p>(1) 推進体制の充実、強化 ・計画の推進と進行管理 ・犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会との連携</p> <p>※ 上記①から⑥の6つの基本的方向のもと、総合的な施策の推進を図ります。 なかでも、喫緊の課題に対応するための3つの重点取組を推進します。</p>
---	--	--	---	---	---

安全で安心なしまねの実現